

科学研究費成果報告書「近現代日本の政策史料収集と情報公開調査を踏まえた政策史研究の再構築」(基盤研究(B)(1)、代表者伊藤隆平成15・16年度、代表者伊藤隆、課題番号:15330024)より

1. 加藤 恭子氏

かとう・きょうこ 地域社会研究所理事

日時: 2003年8月22日

出席者: 伊藤隆 佐藤純子 伊藤光一 鹿島晶子 茶園義男 大久保文彦 梶田明宏
清水唯一朗 岩壁義光 大久保洋子 奥健太郎 武田知己 西川誠 小池聖一
黒澤良 小宮京 駄場裕司 村上浩昭 村井哲也 東中野多聞 矢野信幸
高山京子 土田宏成 出口雄一 浅野豊美 児玉圭司 小宮一夫 村井良太
黒沢文貴 高橋初恵 井上寿一 鈴木宏子 井口治夫 有馬学

伊藤 本日は、加藤恭子先生をお招きしてお話を伺うわけですが、今回は紹介者が武田君でありますので、武田君から加藤先生をご紹介いただきたいと思います。

武田 改めて加藤先生をご紹介するまでもないと思いますが、最近いろいろな雑誌等々で田島道治の関係資料について書かれたり、対談されたりということで、そういうようなお話をひとつしていただこうと思ったのと同時に、先生が書かれた田島道治の評伝は、宮内庁時代以外のところでも、田島がたくさん活躍されている様子を書かれておりますので、そういう広い点で質問をさせていただきながら、進めていきたいと思います。それでは加藤先生、よろしく願いいたします。

伊藤 時間は適当で結構です。それでは、よろしく願いいたします。

加藤 昭和史のご専門の方たちが主でいらっしゃると思うのですが、私は全く昭和史に関係がございません。それなのに今日は、のこのこ出てきてしまいました、私の専門はフランス文学です。

12世紀の作家でクレチアン・ド・トロワという人がおまして、この人はアーサー王と円卓の騎士についての作品を、皆さまご存じのマロリーよりも300年も前に書いた人です。

それでは、私がどうして田島先生の伝記のようなものを書くことになったかと申しますと、まず、アメリカとフランスに15年ほどおまして、40代になってから日本へ帰ってきたものですから、日本での大学の職が非常勤しか見つかりませんでした。非常勤時代が非常に長かったものですから、生計を立てるために雑文をどんどん引き受けて(笑)、英語の勉強の仕方とかいろいろなものを書いたわけです。そのような中で私自身が自分から書いた伝記は一つだけでした。アメリカのニューイングランドに先住民としていたインディアンの首長である、俗称はフィリップ王——キング・フィリップと言われていた、メタコム、またはメタコメットの伝記を7年かけて書きました。

日本に帰国してから書いた最初の伝記は、講談社から出ております『渚の唄』というものです。

亡くなりました私の主人は発生生物学者でございまして、主人の先生は團勝磨先生という、東大の先生をなさった後、都立大学の学長に就任なさった方ですが、その方の奥様が、團ジーン先生とおっしゃるアメリカ人でした。ジーン先生はお茶大の教授をしておられましたが、千葉県館山の別荘で急死なさいまして、ご遺体は千葉大学に運ばれて解剖に付せられました。奥様がお亡くなりになった後、團先生が私の主人に「君の奥さん、うちの女房の伝記を書いてくれないかな」とおっしゃったんです。それで、團ジーン先生の伝記を書かせていただいたのが、日本へ 1972 年に帰ってから最初に書いた伝記でした。

それから、ジーン先生のご遺体が千葉大学に運ばれたと先ほど申しましたけれども、千葉大学には永野俊雄先生という解剖学の教授がおられまして、永野先生はアメリカでスタンレー・ベネット先生に解剖学をお習いになっております。お弟子さんたちが会員の「ベネット会」の会長もしておられました。そこで、スタンレー・ベネット先生がお亡くなりになってから、私の書いた團ジーン先生の『渚の唄』をお読みになって、「今度はベネット先生の伝記を書いてください」とおっしゃられまして、私はベネット先生の伝記を次に書きました。

そのベネット会の会員の中に、東大名誉教授の内菌耕二先生とおっしゃる解剖学者がおられまして、私がベネット先生のことについて伺いましたときに、「これが終わったら今度は、自分のもう一人の先生の田島道治先生のことを書いてください」とおっしゃったんです。そのとき私は、伝記を書くというのはたいへんでございますから、「はあ、はあ……」とか言って本気にしておりませんでした（笑）。ベネット先生の伝記が終わって数年経っても、まだ内菌先生は諦めてくださらず、私のところに一人で乗り込んでいらっしやいまして、どうしても田島先生の伝記を書けとおっしゃるんです。そこで私は、伝記を書くということは、取材と取材費が大変であると、お断り申し上げました。

そうしたら今度は、他の方たちを連れてまたいらっしやいました。私は上智大学でフランス語を 23 年間教えておりましたが、定年になってから、上智のコミュニティ・カレッジで「ノンフィクションの書き方」という講座を持っておりました。そこでの生徒たちの作品を集めた『ノンフィクションの書き方——上智大学コミュニティ・カレッジの講義と実習』（はまの出版、1998 年）という本を内菌先生たちは持っていらっしやいました。そして「手足になってくれる人がここにいるじゃないか」と。また「取材費については、自分たちが募金をいたします」ということで、趣意書をお作りになりました。

この方たちは何かと申しますと、田島道治先生がご自分の私財を投じてお作りになった学寮の卒業生たちなんです。まず、旧小石川区の駕籠町にお造りになったのが、昭和 12 年の 1 月でございました。これは昭和 20 年 4 月 13 日の空襲で焼けてしまいますが、この間に 10 人ずつ、自分の母校の東大生を入寮させました。田島氏は法学部のご出身ですが、法学部は殆ど入れず、理科系の学生たちを入れております。そこでは一流の住環境を与え、一流の食事を与え、そして一流の人たちに会わせるということで、月に一度、「明協会」という会を開いて講師をお呼びになっておりました。そして、将来は世界のどこへ出しても臆せずに活躍のできる人材を作りたいと。そのためにお建てになったのが、駕籠町の明協学寮でございまして。そして、駕籠町の寮が焼けて

しましてから戦後、麻布に家をお買いになりまして、昭和 32 年 9 月から昭和 34 年 7 月まで、麻布の明協学寮をなさったわけです。また、昭和 36 年 9 月から昭和 40 年 3 月までは、高輪の寮をお開きになっております。

(コピーを提示しつつ) これが駕籠町の寮で、これが麻布、これが高輪の寮です。ここに寮生たちと一緒に写真がございます。月一度の「明協会」には、各方面で当代一流の方をお呼びになって講演をしていただくのですが、寮生たちからは、食費の実費をほんの少しお取りになるだけで、あとは全部、私財を投じてなさったんですね。

その元寮生たちが、田島先生のご命日は昭和 43 年 12 月 2 日ですが、毎年その日には集まって明協会をずっと開いていらっしゃるわけです。そして、その元寮生の方たちから、田島先生の伝記を依頼されたということがございます。

田島家にかなりの資料があるということは、専門家の方たち、あるいはジャーナリストの何名かはご存じで、出すようにという要請があったそうですが、田島家はお出しになりませんでした。それに対して私は、そういう資料があるなどということは何も知りませんでしたし、寮生の方たちからお話を聞いて書こうと思っておりました。でも、その方たちのご存じだったのは、寮生活の部分だけなんです。そこで田島先生について調べましたら、昭和銀行の頭取であったり、宮内庁長官、ソニー等、ともかくありとあらゆることをしていらっしゃる事が分かって、これはたいへんなことになったと思っておりましたら (笑)、田島家からどんどん…どんどん資料がダンボール箱で送られてきたんです。

伊藤 それは誰の手配ですか。

加藤 田島道治氏のご次男、恭二さんです。

伊藤 その方も会のメンバーですか。

加藤 会のメンバーというか、編集委員会の委員長は、大島正光先生とおっしゃって、駕籠町の元寮生です。田島氏の伝記を書くためには田島家のご承諾を得なければいけないので、田島家からも二人お入りになりました。一人はお孫さんの田島圭介先生という方で、この方も元寮生です。それから、ご息は譲治先生と恭二さんとお二人いらっしゃいましたが、学習院大学名誉教授の譲治先生はお入りにならず、ご次男の恭二さんがお入りになったのです。

それで、恭二さんから「お使いください」ということで、私のところへ資料を送っていただいたわけですが、開けて見るといろいろなものが入っておりまして、びっくりいたしました。そこには本や文書なども入っておりました。あとでいろいろな方から、こんなにいい資料をどうして私が独り占めして持っているのだといろいろと言われましたが (笑)、私自身はそこに資料があることも何も知らなかった。しかも、これは私に対してくださったのではないんです。元寮生の方々を代表して私が伝記を書くのを田島家が助けるという、要するに、寮生たちの熱意のおかげなんです。そういうわけですから、やたらに資料が来てしまって、自分でもあれこれ参考文献を読み、これはどうしようということになって結局、2,000 枚の本を書いてしまったということなんです。

それではまず、主に田島家からの田島道治関係の資料についてお話したいと思います。4 種類

の資料がございます。まず①「日記」ですが、昭和19年から43年まで計25冊ございます。これは、宮内庁時代の日記を写真に撮ったものです。お返しいたしますのでご覧ください。これは原寸大の日記でございます。

伊藤 随分小さい字ですね。

加藤 小さい字なんです。これは全くそのままでございます。

それからこのコピーは、元寮生のお一人が、日記を4倍に拡大してくださったものです。でも、これはおそらく私だけなのかもしれませんが、読めませんでした。要するに、目が悪いから読めないわけではないんです。日本語ができないのか何なのか(笑)、読めませんでした。それで非常に困ってしまいまして、「これは読めません」と申しましたら、元寮生の方が4倍に拡大してくださったのですが、それでも全然読めないんですね。そうしたら、ご次男の恭二さんが、私が読めるように全部書き直すという、驚くべきことをしてくださいました。私は英語とフランス語を書くときにはタイプライターでいきなり打ちますが、全くの機械音痴なので、ワープロやコンピューターなるものはできません。ですから全部手書きになるわけですが、恭二さんも同じく手書きで、昭和19年から43年までの日記を何年もかかって書き直してくださったんです。宮内庁長官時代はすべて、あとは要点です。

伊藤 これがスタートしたのはいつですか。

加藤 1998年の5月に趣意書ができて、専念したのは4年間でございますが、恭二さんが日記を書き直してくださったのは、2年か3年近くおかかりになったと思います。

それから、この写真はプリンスホテルの近くでございます宮内庁長官官舎のあった場所です。ここには鉄条網みたいな金網がございまして、これは金網の中へカメラを入れて撮ったものです。この奥に宮内庁長官官舎があったそうですが、見えませんでした。この写真も回してください。

ですから、恭二さんの手書きで日記は読むことが可能になったわけですが、読めないところは、そのまま黒く抜いたりしております。ただ、この日記が、たとえば『芦田日記』や『入江日記』と違うのは、おそらく芦田さんや入江さんは、後世に残すことを考えて書いていらっしゃると思います。ですから、文章がお上手なわけです。ところが、こちらは全くそういう意思がございませんから、ご自分だけのメモなのでよく分からないところがいっぱい出てきます。私には解釈できない箇所が多いので、恭二さんに訊ねにまいりました。恭二さんはもと朝日新聞にいらした方で、朝日新聞の談話室が有楽町マリオンの上でございますから、テープレコーダーを持って伺ったのですが、恭二さんにもお分かりにならないことがいっぱいあるんですね。

そこで、これはお会いして伺っても時間の無駄になるとお互いに思いまして、私がアメリカ人やフランス人等、会えない人と仕事を一緒にするときの方法を使うことにいたしました。それは、小さなテープレコーダーを2台置いて、あちらから来たテープを一台で聞きながら、「あなたはこう言っているけれども……」と今度は自分の考えや質問をもう一台に吹き込むわけです。そうやって録音されたテープを今度は相手側に送り、それに対してまた相手が同じような作業を繰り返して私にテープを送り返す。このような作業を恭二さんと二人で試みることにいたしました。ただ、私は日本語でテープを吹き込むのは初めてだったので、自分に「私はお思いになります」

などと敬語を付けたりして（笑）、はじめは大失敗でしたが、とにかく私の質問をお送りして、それに対して恭二さんが、「ここは父の性質からしてこうではないか」というようなことをテープに入れて、2本を私に送り返してくださるんです。それが100本以上になりまして、おかげさまで日記の解説ができたわけです。それでないと解説は全くできませんでした。

また、それとは別に私の教え子たちが各地へ飛びまして、寮生の方たちとかいろいろな方たちのインタビューをして、そのテープ起こしをしたり、銀行関係のことはまた別の方に聞いてくるとか、みんな一生懸命に手伝ってくれました。

次に②「文書」ですが、これは実に多くの種類がございました。田島先生は日本産金振興会社の社長をしていらっしゃいましたし、全国金融統制会の会長もしておられたということで、そういうのがいっぱい入っておりました。それから、東京興信所の所長もしておられたので、そういうのも入っていました。また、論語を生涯のお仕事としていらしたので、論語についてもたくさんございました。お書きになったもの、NHKで論語の講座をお持ちになったときのもの等ですね。それから、市政調査会の理事長もしておられたので、その関係のものもございましたし、大日本育英会の会長もしておられたので、そちらの文書もございました。それから、ソニー関係がまたございますし、田島先生は東大の学生のときに、書生として新渡戸稲造先生のところに住み込んでいらして、その記念事業をずっとしておられたものですから、新渡戸稲造先生関係の封筒がいくつかございました。このように、とにかく封筒がバーッとあるわけなんです。

伊藤 それは区分されているわけですか。

加藤 それはある程度の区分ですし、殆どが手書きです。それで、田島先生の字というのは、ご覧のように非常に読みにくいんですね。ですから、タイプで打ったりしたものと、もうホッとするような感じです。

それで、宮内庁関係も、もちろんその文書の中にあるわけです。ですから、私が田島文書と言っているのは、ありとあらゆる封筒の中、もしくはバラであるもの、要するに、文書なんですね。手で書かれたり、和文タイプで打たれたものがあつたりということで、この点についてはまた後で申し上げたいと思います。

「③」は、田島先生は『心』という雑誌にたくさん書いていらっしゃいますし、その他のところにも書いていらっしゃるの、そういった関係のものですね。それから、H. G. クリールという人が書いた孔子の伝記（『孔子——その人とその伝説』）を訳していらっしゃいますが、その訳書です。それから、亡くなる2ヵ月前にテープに吹き込んでおられます。

伊藤 何を吹き込んでいらっしゃるんですか。

加藤 内容としては、4月13日に駕籠町の寮とお宅の両方が焼けて、過去帳等も全部焼けてしまったので、自分の息子たちがあまりにも先祖のことについて知らない。そこで、「自分たちの祖先は高浜の——」と、そういうことからお始めになったわけです。恭二さんがテープをお返しになったので、おそらくお仕事についても伺いたいと考えていらしたと思うのですが、それだけの体力がなくなられて、宮内庁病院に入院なさってお亡くなりになるんですね。

それから、その他、参考の本です。このようなものをダンボール箱で幾箱も送ってくださいま

した。

それで、この①「日記」②「文書」③「雑誌記事など」というのは、田島家が私に送ってくださったものですが、④「田島メモ」というのは、見せていただいております。これが何かというのは、橋本明という方の『封印された天皇の「お詫び」』という記事がお手元にあると思いますが、この中に、金庫の中に書類が収まっていて、それは見せられないものなのだと書いてあるんです。それで、私も確かに見せていただいておりますし、どこの銀行のどの金庫であるかということも分かりません。ただ、この作業に取り掛かって何年か経つうちに、私がいちばん知りたかったのが、謝罪詔書の草稿があるのかないのかということだとわかりました。それについていちばん先にお書きになったのが橋本明さんですが、63 ページのところですが、村井長正侍従の意見に対し、田島長官が「村井さん、私はやりましたよ。実は君と同じことを感じています——」と、詔書の文案を書いたと答えているという箇所です。この後、村井長正侍従は、どこにそれがあるのか、田島さんがお亡くなりになった後も一生懸命探そうとなさるわけです。

それから橋本明さんは、64 ページの下段ですが、「幸い、田島元長官には二人の子息があり、その一人が二十二年から五十七年まで学習院に在職した仏文学者田島讓治教授（現学習院大学名誉教授）なのだった。五十七年十二月二十三日、皇太子誕生祝いの旧奉仕者の集まりに出席するため東宮御所を訪れた村井は田島教授に会うことが出来た。『ああ、それならば亡父のメモ帳の中に、確かにあったと思える。しかしね、ちょっとお見せするわけにはいかんのですよ』」と。ですから、ご長男の讓治先生が、田島メモの中にあつたとおっしゃったと言うんです。そして「田島元宮内庁長官は数冊の大学ノートと小型の日記帳を遺していた。」ということで、いろいろな人に聞いたけれども、知らない。それで、65 ページの上の段の終わりのところですが、橋本さんは学習院大学の卒業生で、「学生時代の仏語の恩師である田島名誉教授に私は電話ではあつたが“田島メモ”の存否について確認を求めた。先生からは『田島家の取引銀行に収まってある。親爺は日本語のほかドイツ語でも書くクセがあつたんだね。日本語と独語が入り乱れていてね、大変に読みづらいんだ』と、答えをいただいた。」けれども、『「今上陛下ご在位中は絶対に公開すべからず』と封印がされているのだ」と、こういうふうにかかれていたわけです。

そこで私が考えたのは、この今上陛下というのは昭和天皇ですから、もう昭和天皇は崩御なされたので、公開してもいいのではないかと……。そこで恭二さんに伺ったら、「そうではない」とおっしゃるんですね。実は田島先生は、この田島メモというものを、庭で焼こうとしていらしたそうです。そのとき恭二さんが、「絶対に自分たち兄弟が生きている限りにおいては出しませんから止めてください」ということで預かって、金庫に収まったそうです。ですから、今上陛下ではないのだと。自分たち兄弟が生きている限りにおいてはであるということで、どこの銀行のどの金庫かということはおっしゃらない。ですから、橋本さんも田島讓治先生のところにもいらしたし、それから、他の方たちも出してくださいということでもいらっしゃいましたが、それは出さないということだったわけです。

そこで私は、「お出しにならないのは分かったけれども、一つだけ教えていただきたいのは、田島メモとして封印されている金庫の中に、田島長官が書いたとおっしゃった謝罪詔書の草稿は

あるのでしょうか。それだけは教えていただけませんか」と申しましたら、恭二さんは金庫に行って2時間かけて探してくださいました。でも、なかったと。そして「自分はそういうものを見たことがない」と、そうおっしゃったんです。いろいろなことについての恭二さんの発言は、非常に正確でした。ですから、恭二さんが「自分はそういうものを見たことがない」とおっしゃったので、私は「あっ、ないんだ」と、こう信じてしまったということなのです。

それから、橋本さんは「数冊の大学ノートと小型の日記帳」と書いておられますが、それについて恭二さんは、「大学ノート14冊と小さな手帳です」と、こうおっしゃいました。以前は「昭和26年1月1日から開始」ということでしたが、最近の情報では、「昭和24年2月3日開始」だそうです。ですから、いまの段階では、「昭和24年2月3日開始で大学ノート14冊、最初のは小さな手帳である」これが田島メモということになるわけです。また、「それについては口外しないほしい」と許可がいただけませんでしたので申しませんけれども、まだ他にいくつか文書があるということでございます。

ですから、私としては、恭二さんが田島メモの中にはないとおっしゃったことと、自分は見たことがないとおっしゃったことで、謝罪詔書の草稿はないものだと思じたわけです。私が2003年の『文藝春秋』7月号に書いたものについて、それは違うのではないかというご意見とか質問が、何人からか来ました。「金庫の中にあつたはずなのに、私が預かっていた中からひょっと出てきたなどというのはおかしいじゃないか」という趣旨です。その全ては橋本明氏の記事から来ているんですね。ここで橋本さんが、村井長正侍従のお話として、謝罪詔書があると。それはメモの中にあつて、金庫の中に収まってあるとお書きになった。それから、この橋本さんがお書きになったこと、要するに、村井長正侍従のお話そのものは正しいと未亡人がおっしゃったんです。橋本さんがインタビューなさったときに未亡人の方も一緒にいらして、正しいということはおっしゃってくださった。ただ、それから後の、メモがあつて金庫に入っており、今上陛下のご在位中は公開できないというのは全部、田島譲治先生のお話なんです。でも、ここにそう書いてあるものですから、これを正しいと信じる方は、金庫にあるものが何で私のところにあつたのだという話になるわけです。私としては、恭二さんに見ていただいて、金庫の中にはない、自分はそういうものを見たことがないとおっしゃったものですから、恭二さんのお話を信用して、ないと思っていたんです。

それで、先ほど様々な封筒があると申しましたけれども、その封筒のほうを結局、私は重要視していたわけです。というのは、封筒には題が付いておりましたので、大体そういうものが入っているのだろうと……実は違うものも入っていましたが（笑）、そう思ってそちらを重要視して、バラの文書がいくつかございましたが、そちらはあまり重要視しておりませんでした。ところが、謝罪詔書はそのバラのほうからパッと出てきたんです。要するに、田島家にお返しするときに全く偶然に出てきたという、それは『文春』に書いた通りです。お返しする前に見ておりましたら“朕”というのが出てきたので、「あら、これは何でしょうか？」と申しましたら、恭二さんが「えっ！ これはあれじゃないですか」と言うので、そこで初めて実はこれがそうであったということが分かったんです。ですから、何か意図があつていままで隠したのではないかと

われても、そういうことは全くないわけでした、恭二さんも「そう言われても困ります」とおっしゃっています（笑）。

これは私が撮った謝罪詔書草稿の写真です。下手な写真ですけどもご覧ください。

それから、その謝罪詔書の草稿は多分、昭和 23 年に書かれたものではないかと思うんです。田島さんは昭和 23 年の 6 月に宮内府長官に就任していらっしゃるわけですが、『芦田日記』をご覧になってご存じのように、最初は退位論者でいらしたのが、就任して 2 ヶ月くらいの間にお変わりになって、退位反対になっておられます。

また、昭和 23 年 6 月以降には、いくつもの文書が書かれようとしておりました。このような封筒がございまして、ちょっとご覧になっても分かるように、くちやくちやで古っぽくなっておりますが、これは「東京裁判前後重大問題調書及書翰写」という題が赤で書かれております。

伊藤 この封筒の字はどなたの字ですか。

加藤 これは田島先生ご自身がお書きになったものです。

この中にいろいろなものが入っておりまして、この封筒が②「文書」の一つです。そうした封筒で宮内庁に関係したところを拾ってまいります。いちばん最初は、「就任直後」という封筒がございまして、そこに「気付き事項いろいろ」「前長官から聴きおかれたき事項」という書類がございまして。これは田島先生の字ではないので読みやすいんです。たとえば「前長官から聴きおかれたき事項」は、お上の現在のご心境とか、マッカーサー元帥ご訪問の事情とか、前長官から聞いてほしい事柄がダーッと書いてあるわけです。

それから、その中には田島先生ご自身がお書きになったものがございまして、それは大日本育英会の用箋に書かれております。田島先生は 6 月に宮内府長官に就任なさったわけですが、その前は大日本育英会の会長でした。それで非常に儉約家ですから、育英会の用箋がまだ残っていたらしくて、それをお使いになっておられます。その育英会の用箋がなくなると宮内府用箋になって、その次の年からは宮内庁ですから、宮内庁の用箋になるわけです。その大日本育英会の用箋には、いろいろな自分の勉強のことを書いていらっしゃいます。たとえば、陛下の思召しとか、陛下のご関心、政治の実際の大体のこととか、祭祀とか、皇族方の公職問題、退位問題とか、皇室経済会議とか次官問題、東宮大夫問題とか、いろいろ書いていらっしゃるものも入っております。

また、昭和 23 年に書かれたであろう重大な文書というのは、謝罪詔書の草稿がまず一つございます。ただこれは、いつ書かれたのかははっきり分からないわけです。橋本明さんが村井侍従からお聞きになったことによると、村井侍従は昭和 24 年に入って田島長官に会いに行ったら、「もう書きましたよ」とおっしゃったから、23 年だろうということです。そして、東京裁判の判決に合わせて書いたものだとすると、昭和 23 年 11 月 12 日に合わせて書いたのではないかと、これがひとつの推理です。

また、『文春』の 8 月号でこれについて座談会をいたしましたときに秦先生は、そのときでないのであるならば、A 級裁判の刑の執行——12 月 23 日に合わせているのではないかとおっしゃいました。それもひとつの可能性だと思います。それで、秦先生のご意見も大体昭和 23 年だろ

うと。

それから、吉田先生のご意見は、昭和 27 年であろうと。そのご意見の根拠としては、そのときだともう講和条約も終わって、こういう謝罪をしても安全であると。それが主な理由だとおっしゃいました。

私自身の考えとしては、安全だから出すものではないと思います。それに、昭和 27 年という時代を文献から見る場合と、実際にその時代を生きた人間の感覚というものがあるわけです。私自身は昭和 25 年に 20 歳で結婚いたしましたので、その昭和 27 年がどういう年だったかということは非常によく分かります。それで、これはちょっと載せないでくださいと申し上げたのですが（笑）、昭和 25 年に明治記念館で結婚式をしたときには、もうウェディング・ドレスを着ていました。お色直しをして、小さなウェディング・ケーキを切りました。私は昭和 4 年の生まれで勤労働員の世代ですから、戦争中がいかにかたいへんで、また昭和 20 年、21 年、22 年、23 年辺りもいかにかたいへんかということはお分かってはいますが、25 年、26 年、27 年辺りはそんなに切迫しておりませんでしたし、私は 28 年にはもうアメリカへ行っております。

それからもうひとつ吉田先生がおっしゃったのは、「いま非常に世界は騒がしくなっているかたいへんな時期であるから、自分が位に留まって日本を建て直す」という、その「騒がしく」というのは、朝鮮戦争ではないかということです。しかし、私は全く昭和史の専門家ではございませんが、朝鮮戦争が始まったときに、「しめた！」と思いました。ですから、世界が騒がしいというよりは、日本の復興のきっかけがそれできたというような感じだったので、「昭和 27 年というのはちょっとおかしいんじゃないんでしょうか」と申し上げたんです。

もうひとつは、ここでは“朕”と書いてありますね。ご存じのように「人間宣言」は“朕”で書かれておりますけれども、22 年の国会のものは“わたくし”になっているわけですから、27 年辺りになって“朕”に戻すのはおかしい。23 年だったら、まあ、ぎりぎりできるのではないかというようなことで、私は 23 年ではないかと思っています。それで、秦先生もおっしゃった、これが刑の執行に向けてではないかということは、大いにあり得るのではないかと思います。

それから、昭和 23 年に田島長官が関わった大事な文章には、田島書簡というものがございます。これは皆さまよくご存じだと思いますが、これは武田先生からいただいたのでしたっけ？

武田 違います。

加藤 どなたからかいただいたのですが、退位をいたしませんという、田島長官のサインで、マッカーサーの記念館にある最終の形のコピーです。これを秦先生がお見つけになってびっくりなさったという、これが最終の形です。ですから、これは出ているわけですね。日本人は知らなかったけれども、あちらでは分かっている、そして最終の形があるということです。これが田島書簡と言われているものです。

伊藤 その控えが田島文書の中にもあるんですか。

加藤 はい。これが控えで、最終の形は『文春』の封筒の中にはありませんでした。これは下書きですので、いくつか単語を直していらっしゃいます。たとえば、グリーティンクスをメッセージにするとか。これは綺麗な写真ですが、私が撮ったものではなくて中央公論が撮ってくださっ

た写真です。この下書きが田島家にあるもので、先ほどの封筒（「東京裁判前後重大問題調書及書翰写」）から出てまいりました。

有馬 「田島道治関係の資料」のところにお書きになっている田島書簡というのは、そのことですね。

加藤 はい、これです。そして、この田島書簡というのは、下書きも田島家にございました。ただ、いまお渡しした最終の形はありません。そして、その日本語の下書きは入っておりました。たとえば「陛下の命により、左記を閣下に申進ずるのを光栄を有します」ということで……。

伊藤 それは何ページですか。

加藤 229 ページです。228 ページから秦先生の訳がございます。そして、秦先生は最終の形のものだけをご覧になっていらっしゃるわけですが、これがどういうふうにして書かれたのかと。The other day という言葉があるので、書いたのではなくて口頭で天皇にメッセージが送られたのではないかということ、秦先生は書いていらっしゃるんですね。

そこで「田島日記」のほうを読んで行きますと、マッカーサーが退位反対を吉田に表明したのは、吉田が彼に会った 10 月 28 日です。そして、その意見を吉田が口頭で奏上したのが 29 日であったということが、「日記」に書いてあるわけです。ですから、口頭でマッカーサーから吉田首相が聞き、それを口頭で天皇に申し上げたということで、これは 10 月 28 日、29 日の話なんです。そして、それを文書にしたのが 11 月 11 日で、12 日付けでこれを出していることが「日記」を見ていくと分かりますから、秦先生が推量なされたのは正しかったということになるわけです。ですから、この田島書簡というのは、日記から見ても非常にはっきりと何時どうしたということが分かりますし、下書きもあるし、最終の形もあるということです。

それから、これはちょっと書いたものということからは外れますが、田島先生という方は、自分の意見をはっきり持っておられまして、その時代の支配的な考え方に必ずしも同意しないんですね。私は子供でしたけれども、キーナン検事というのが、やたらに偉く扱われていたのを覚えています（笑）。天皇を訴追から救ったのはキーナンであるという、そんな感じで尊敬されていたと思うのですけれども、「田島日記」の中には、しょっちゅうキーナンが出てきます。握手しなかったこともできます。それから、東京裁判で証言をした田中隆吉という人がおりましたね。

伊藤 キーナンにくっついてた人ですね。

加藤 そうです。その田中隆吉を食事と呼ぶようにと、キーナンが言うらしいんです。それで、そのことが日記に書いてあるのですが、「田中隆吉ノ話、奇々怪々」と書いてあるんですね。そして「キーナン、田中隆吉ト同類項」と書いてあるんです。ということは、田中もキーナンも奇々怪々な人物だと（笑）。

田中隆吉は常磐松の御所で昭和 23 年 1 月 15 日、田島道治侍従長に食事を御馳走になったと、自著の中で書いています。ところが、その時期を調べてみると、田島先生はまだ大日本育英会の会長で、「日記」でその日を調べてみると、他の人と食事をしておられました。そのときの侍従長は違う方ですが、もしかしたら田島という人がいて、田中隆吉を常磐松の御所で接待をしたのかと思って宮内庁職員名簿を調べました。確かに総務に田島という人はいるのですが、その人が

常磐松の御所を使い、侍従長らしきポジションにいると思わせて招待することはないと思います。ただ、その次の年になると、確かに常磐松で田島長官が接待をしています。ですから、時期が1年くらいずれているんですね。

伊藤 田中隆吉をですか。

加藤 はい。昭和24年2月3日です。昭和23年に書かれたと思われるものが田島書簡と、それから謝罪詔書の草稿……。

伊藤 それも同じ袋ですか？ 謝罪詔書は別でしょう。

加藤 封筒は違います。ただ、この二つが昭和23年に書かれたものであろうということです。

同じ封筒からは、田島書簡の他に6通の内閣総理大臣ステートメントというものが出てきました。この6通はみんな手書きで、六つ違う手で書いてあるものです。これは、23年11月11日の夜、侍従長の官舎に側近たちが集まり、その翌日が判決の言渡しですから、それに向けて書いたということが、はっきりと書かれております。そして「内閣総理大臣談話」とか、「内閣総理大臣ステートメント」とか、「謹話」とか、題がついています。このコピーが田島長官がお書きになったもので、これも「極東軍事裁判の判決確定に際し、我等は過去十数年間の国の歩みについて反省しなければならない」というような文から始まっています。これは書かれた時期がはっきりしておりますので、これが昭和23年に書かれた三つ目の文書ということになります。

ところが、この6通が混乱を招くのは、『芦田日記』の昭和24年5月8日付の記載によると、この6通が書かれたのは、刑が執行された昭和23年12月23日になっていることによります。「田島君の話によると刑の執行期日前に宮内府の首脳は必要とあればステートメントを発表する為め七人が別々に起案したのだそうだが、さて持ちよつて読んでみると、ドレも安全なのはない。外国によいものは内地に向かず、内地で好いと思ふものは外国に差支へるというので困つた。然し、結局出さないで了つた。その事情は宮内府長官からお上へ奏上したが、其時にお上は『出さないで困るのは私だ』と仰せられた」という、これは非常に有名な箇所です。ここで困ることは、『芦田日記』と「田島日記」では、時期が違うという点です。片方は6人、片方は7人で、これは大したことはありませんが、6、7人の側近が集まって何かステートメントを出そうという、そこまではいいんです。そして「田島日記」には、「11月11日の夜、5時から9時、三谷隆信侍従長邸」とちゃんと書いてあります。そして6通ともに「極東軍事裁判の判決確定に際し」と、要するに、12日に向けて書いていることが記されています。それが『芦田日記』では、「刑の執行」になっていて、こちらのほうが有名ですから、当然、皆さんはこちらをお信じになるわけです。ですから、11月11日の夜というのはおかしいのではないかというお便りを頂きましたが、「田島日記」にはそう書いてあるんです。

そこで、これについては二つ考えられます。まず、『芦田日記』は昭和24年5月8日付ですから、翌年です。それに対して「田島日記」は、昭和23年11月11日付です。そして『芦田日記』は、「二時半頃田島道治君が見舞に来られた。その時に二人で思出話をしたが」云々と。要するに、芦田さんは田島さんから聞いていらっしゃるんですね。だから、「田島日記」では「判決」と言っているのに、『芦田日記』では「刑の執行」と、聞き間違えている可能性があります。

それから、「田島日記」のほうは、日記にも書いてありますし、6通の手書きの文書が残っておりまして、これが11月12日に向けてのものであるということは、疑う余地がありません。故に『芦田日記』の「12月23日」というのは、もしかしたら、そこでもまたこの方たちが集まって何かを書いたのかもしれない。ただ、その痕跡は全く残っておりません。ですから、そのどちらかだと思います。

また、これらは退位のために書かれたと書いていらっしゃる方たちもおられますが、私は退位のためではないと思っています。田島先生がお書きになった文書については、写真を撮らせていただきました。他の方たちの書かれたものも「写真を撮っていいですか？」と恭二さんに伺いましたら、筋を通す方なので、「誰がどれを書いたのか分からない」、要するに、どなたがお書きになったというのは分かっていますが、誰がどれをお書きになったのかは分からないので、その方のご遺族の許可を得ないで勝手に写真を撮ってはいけないとおっしゃるんですね。それで他の方は撮れませんでした。田島先生のお書きになったものの中から読めるものをコピーしてきましたので、それを読ませていただきます。

「内閣総理大臣談。極東国際軍事裁判の判決が確定し、我々は再び、過ぎ去った戦争と、これに先立つ10数年間の日本国の歩み方について、反省を深くせざるを得ない次第でありまして、国民中幾百万の死傷者、寡婦、孤児を出し、また、幾億万の国富を失ったのみならず、連合国民に対してはかり知れぬ精神的・物質的損害を与えたことについては、国民全体、肅然として沈思せねばならぬのであります。一概、法廷における裁判は、そこに裁かれる25被告のみならず、我が国民全てが受くる世界の審判であります。

天皇陛下におかせられては、この判決を前にご宸念殊の外であらせられます。陛下がいかに平和を愛され、立憲君主のご地位の許す限りにおいて、いかに平和のためお尽くしあそばされたかは、我々もよく拝承しておるのであります。こと叡慮に沿わず、満州事変に始まった軍国主義的な国の歩みは、ついに我が国歴史上、未曾有の惨害と不名誉を招来したのでありまして、陛下のご傷心はこの上もなく深くあらせられるのであります。日本が幸いにして焦土となるを免れ終戦となりましたのは、一に陛下のご決断の賜物であります。陛下に——」ここはちょっと分かりませんが、「いかなる苦痛も恥辱もあえて実施あそばされぬご決意と拝します。翻って思います。日本はいまや興亡の岐路に立っております。過去の失敗の重荷に押し潰されて倒れるか、失敗の尊い教訓に学んで他国からも愛恵せられる新日本を建設するか、これこそ現代の日本国民に課せられたる重大な課題であり、これがまた世界の判決に対する我が国民の返答でなければならぬと思います。

かかる難関に立ち私どもの目は、自ずから英明にして平和を愛されること深き陛下に向けられるのでありまして、陛下を国民の象徴として仰ぎ、その先頭に立っていただくということは、前途に横たわる困難が大きければ大きいだけ、一生切なる我々の念願でありまして、これは国民一般に共通のことと信じます」何日ということが書いてありませんが、「参内の際、私は右に述べましたような所信を陛下に申し上げましたところ、陛下には、日頃の御念願にも関わらず今日のごとき事態に立ち到ったことは、内国民に対し、外連合国に対し、誠に遺憾の到りであると仰せ

られ、更に語を次いで、戦後幸いにして占領軍当局の寛大なる措置によって徐々に秩序も整い、国家再建の緒にも付くことを得たことは感謝に絶えないところであるが、民主主義精神に基づき、平和と自由と正義の支配する国として新しく日本を建て直すことは、一朝一夕のことではない。この重大なる時期に際し、自分の責任また極めて重大なると感ずる。自分もいろいろ考えたが、この際、あらゆる困難と戦い、現地位に留まって日本再建のため努力することが、自分の取るべき道であると信じてと仰せられました。この言葉を拝し、誠に感激に絶えないのでありまして、国民一致して日本再建に邁進したいと存じます。」という内容で、これは退位のための文書ではないと思っています。

今までに、田島長官が昭和 23 年に関係した重要な書類は、田島書簡と、それからこの 6 通のステートメントの中の一つ、謝罪詔書草案とでてきたわけですが、それ以外にも一つあります。それは、先ほどと同じ封筒——六つのステートメントと田島書簡を入れた、先ほどの古い封筒から出てきました。それがこのコピーですが、同じ封筒に入っていたために、田島長官の筆跡の文書が二つあることとなります。この文書について私は、田島長官が 11 月 12 日向けの書類を二つ書いたのだと思っていました。先ほどお見せした非常に直した汚いものと、それからこれですね。そう思っていたのですが、よく考えてみますと、その 6 通全部に「判決に際し」に似た表現が入っているのに、これには入っていないんです。これは皆さまにお渡ししたのですが、「天皇陛下には満州事変以来——」と、こういう文書です。これは内閣総理大臣謹話のもう一つの案ではないかと考えていましたが、「日記」ではその 6 通のステートメントについて、「5時から9時に書いた」と書いてあります。でも、この長い方は、短い時間に書けるような文書ではありません。

そこで、どういう結論に達したかと申しますと、昭和 23 年 9 月 22 日の「日記」に、「芦田首相がマッカーサーと天皇の留位について話し合う」ということが出てきます。「それが決まったら長官談話を出してほしい」と芦田首相がおっしゃっているので、その長官談話ではないかと思いい出しました。さきほどの「総理大臣のステートメント」はもちろん出なかったわけですが、芦田首相から頼まれた長官談話ではないかと思われるものも結局、出なかったわけですね。ですから、昭和 23 年の文書として田島長官は四つ関係しているのですが、四つのうち一つの英語になったものしか出ておらず、あとの三つは全部出なかったと。そして、芦田首相は内閣総辞職で辞めてしまい、それが原因なのかもしれませんが、長官談話も出なかったと。

そして、その次にまた天皇のお気持ちを田島長官が伝えようとするのは、昭和 27 年の憲法五周年式典でのお言葉になりますが、その式典の 1 年も前から、「お言葉のこと」とか、「夜寝ているうちにいい文章が浮かんで書いた」とか、いかに一生懸命そのお言葉案を練ったかということが「日記」に出てきます。ただ、これについてはバラバラの紙で、先ほどご覧に入れたもののようにきちっとした形では残っていません。たとえばこれはその一部ですが、「戦争の惨禍は甚大を極め、思想の混乱経済の動揺による一般の不安疾苦亦名状すべからず。一念ここに及ぶときまことに憂心苟くの思ひに堪えず、菲徳未然に之をとどめ得なかつたことを深く祖宗と萬姓に愧ぢる」と。これは「謝罪詔書草案」と殆ど同じですが、このようなものがバラバラに出てくるんで

す。そして、また“愧ぢる”という立心偏のほうの字を使い、「まことに憂心苟くの思ひに堪えず」というような強い表現で、「国土を失い、犠牲を重ね、かつてなき不安と困苦の道を歩むに到ったことは遺憾の極みであり、深く祖宗と億兆に愧ぢ、日夜これを思うとき悲痛限り無く、寢食やすからんものあり」というような表現で出てくるわけです。

そういうものが何種類も何種類も出てきましたが、それを小泉信三さんとか周りのの人たちに見せるわけですね。しかし、賛成が得られない。そして、ここに経過が書いてありますが、たとえば“愧づ”というのはよしたほうがいい」とか首相にいろいろ言われて、「反省のところを首相に私は言う」とか、2月29日には“愧づ”は“安からず”にせよ」とか、「でも、首相にはあまり変えられたくない」と。それから、昭和27年3月4日に首相と会見したときに、首相が「理想がないぞ、理想を入れろ」とか、そういうふうと言われる。そこで結局は、「謝罪詔書の草案」にかなり近かったものが、発表された形式に変えられて出されたわけです。

田島長官が退位論者から退位反対に変わったのは、長官の職に就かれて2ヵ月くらいのことで、それから後も、謝罪というけじめをおつけになるべきだという信念はずっと持っていて、それを非常に強くあちこちで出そうとしていらしたと思うんですね。それもあってか、たとえば「謝罪詔書の草稿」にしても、勝手に書いたのではないかという意見もあることはあります。ただ、宮内府長官が、“朕”を用いて勝手に書けるかどうか。あれを天皇がご覧になったかどうかというのはちょっと分かりませんが、天皇とご相談をして、お気持ちは実際にそうだったのではないかというのが、私の感じたところです。

どのものだったのかはちょっと忘れてしまいましたが、田島長官は度々天皇にいろいろなものをお見せしています。そうすると天皇が、「この表現はちょっと八紘一宇的だ」とかおっしゃる。そうすると今度は、若い人を連れてきて、その人の意見を聞いて書き直すとか、「日記」に書かれています。ですから、天皇と始終ご相談しながらいろいろなことをしていらっしゃるので、こういう重大なものを全くご相談せずに、勝手に「けじめをつけるべきだ」などと自分で書いてしまうことは、有り得ないのではないかと私は思うのです。

ただ、それが出ないほうが良かったとおっしゃる方たちもいらっしゃるし、出たほうが良かったとおっしゃる方たちもいらっしゃるし、田島家で恭二さんと私が見つけた草稿がそのままの形で発表されるわけではないと思います。これからもっともっと手を入れて、そして係の人に見せていろいろなところを直して、そうでなければ本当には出ないと思います。ただ、この段階では、かなり天皇のお気持ちを汲んだものではないかと私は思います。これが田島文書の全体でございます。

伊藤 どうもありがとうございました。これからいろいろ質問をさせていただきますが、どなたが口火を切られますか。

茶園 皆さんご質問がないようですから、ひとついいですか。これは私自身が考えることでありまして、的を射ているかどうかは分かりませんが、まず、詔書案ということですね。詔書は、皇室の大事を宣誥すること——ですから、天皇が退位なさるといふ詔書であれば、それは詔書でしょう。天皇の意図(聖旨と云う)だけののは勅書ですね。これは公式令にちゃんと記されています。

この詔書案なるものが、もし昭和 23 年に書かれたものであるとすれば、公式令は 22 年 5 月 3 日に廃止になっていますが、これ以外に詔書とか勅書とかその他のものを書いたものはないんです。したがって、これは勅書案である。天皇が改めて決心をなさって留任なさるということは、皇室典範によって当たり前なんです。ただ、皇室典範を変え、別に立法を致しまして退位なさるといふのであれば、これは非常な大事ですから、皇室の大事、即ち詔書です。ただ、今回の場合あったとしても勅書、従ってこれはせいぜい勅書案であると私は思うわけですね。それは、私も終戦詔勅を発見した人間ですが、原案には全部『詔書案』と書いてあります。それに対して『詔書案』とか『勅書案』ということがここに書いていないということは、後世の方が単にそう名付けたのであろうと思うんです。

今さらに踏み込みますと、たいへん失礼かも知れませんが申し上げたいことは、草案とか草稿とか云うものは、本当の詔書なり勅書なりがあつてはじめてそのように言います。ただ、この場合渙発されておりませんから、正式のものはありません。正式のものがないということは、すなわちこれは草案・草稿ではないんですね。要するに、渙発されたものがあつてはじめて草案があるわけですから、これは宮内庁長官の、言わば勝手に作った私案であるという以外のものではないと思われまふ。

そのようなことを考えていきますと、先ほど、これはいちばん最初のものであつて、今後、渙発されるまでには幾多の訂正を経るべきものであつたとおっしゃいましたが、なるほどその通りであります。私もよく文書は分かりませんが、最後の行にたいへん間違つた言葉ではないかと思うことが書かれているんです。私は 8 月に出た『文藝春秋』に載っていたもの(後掲資料①)を持ってきたわけですが、これは私の思いすごしかどうかということがあるので、辞典を見て調べてきました。『徳ヲ修メテ禍ヲ嫁シ』という部分がありますが、“嫁す”というのとは、“災いを転ずる”という意味ではないんです。“なすりつける”という意味なんです。だから、“徳を修めて禍をなすりつける”というふうになります。原案の“嫁す”というのとは嫁という字を書いてありますが、これは転化するという意味ももちろん含まれますが、この字だけでは人になすりつけるという意味なんです。ですから、ここで“災いを転じ”というふうになっているのであれば、文章としていいか悪いかは別として正しいけれども、“嫁す”という言葉を使うことは極めて相応しくないわけです。これが定稿であれば、おそらく多くの学者がご覧になって、“嫁す”という言葉は悪い意味ではないかという意見が出ると思うのですが、これは私の勝手な思い込みかも知れませんが……。

それから、今ひとつ付け加えますと、大日本育英会の用箋に書かれていることについて、節約であるということは分かりますが、公のものを退職なさるときに返還なさらず他の職に就かれるということは、たいへん間違つたことだと思います。したがって、これは大日本育英会に残しておいでになるべきです。今、皆様に回覧に供しますもの(後掲資料②)は戦前宮内省の詔勅用のもので、その名は『校勘制詰集原稿用紙』です。昭和 23 年頃であれば詔勅を書くためのこの原稿用紙があつたはずなんです。この原稿用紙に書いてあれば、又は宮内庁用箋、宮内府用箋に書いてあれば、まだある程度、公になさるつもりであつたと考えられますが、大日本育英会の用箋に書い

であるということは、非常に私的なものであると云うことでしょうか。これは将来、人の目に触れるべきものではない……。そして、こういう偉い方ですから、まだ物資の少ないときに古いものを使うという心がけは極めて立派であります。長官としては非常にみみっちい。しかも、宮内府長官に就任されたときに、部下の誰も「こういう用箋が残っております」と言っておきながら、長官に差し出して、「これに書いたらどうでしょうか」ということを一言も言わなかったというようなことから見ても、誰にも役所の中で相談なさっていないのではないかと。結論としては、密かに自分が書いた私案にすぎないと思えないを得ません。ちょっとお話を反対するようで悪いですが、感想を一言述べさせていただきます。

加藤 ありがとうございます。非常に勉強になりました。ただ、これが私案であったとしても、天皇のお気持ちを盛ったものであるということは、間違いないのではないかと。思うのですが。

茶園 それは私も否定しません。ただ客観的に、天皇と話をなされたという裏付けがどこにあるのかということなんです。文書の状態から言って、“朕”という言葉は勝手に使えないのではないかと。だから相談しているというのは逆でして、“朕”という言葉は、21年1月1日の『人間宣言』以来使っておりませんし、公式令にももうないわけですね。このようなものを密かに書いておいて、天皇のお気持ちを十分汲んだとは言っても、育英会の用箋に書いたものを天皇に見せるなどという、そんな馬鹿なことは絶対にしていません。少なくとも天皇にお見せするのは、宮内府の用箋に書き直して出されるのが本筋です。だから、本当にこれはいちばん最初の単なる私案に過ぎない。詔書草案という名前を付したのは後世の人であって、あるいは加藤恭子先生がお付けになったものをジャーナリストがそういうふうに取り上げたのか知りませんが、どこにも詔書原案と書いていないわけですね。それは先生がお書きになった通り、そういうものが出たことに対する客観的な裏付けはありません。そういうことから言って、勅書であれ、詔書であれ、草案(又は草稿)という言葉を使うことは、極めて危険であると感じます。たいへん失礼いたしました。

伊藤 橋本さんが「草案」あるいは「草稿」と言っているんですか。「詔書案」ですか。

加藤 はい。

伊藤 私も、いまの茶園さんのお話はその通りだと思いますし、やはり私案だと思います。ただ、そのことを加藤先生が否定なさるようなものではないと思いますが、非常によく理解できるお話でありました。

ただ、これだけ大事な草案、私案にしても、それを書くということ自体が、日記に全然出てこないわけですね。それをどういうふうに理解するかというのは気になるところでして、日記の中のどこかにそれとなく出てくるのではないかなと思っていたのですが、それらしいところはありませんか。

加藤 これに関しては出てきません。

伊藤 私案に関しては。

加藤 はい。たとえば、ステートメントなどについては、何時から何時までと出てくるんですね。

伊藤 ですから、ステートメントのほうはそれだけ書いてあって、これについて書いていないと

いうのも、ひとつ不思議であるということ。それからもうひとつは、すでにご指摘がありましたように、なぜ“朕”という言葉が使われたのかということが、やはりちょっと疑問であります。加藤先生は、23年ならばとおっしゃいましたが、これはどういうふうに説明したらいいものか、なかなか難しい問題ではなかろうかなという気がいたします。実際に田島さんが職に就かれたのは23年に入ってからですから、その前に書くということは有り得ないわけで、当然これは23年だろうと、内容から言っても多分そうではなかろうかという気はするのですが、どうなんでしょうかね。

梶田 その詔書案というのは、さっきからずっと話が出ていますように、21年の年頭詔書までは古い形式で勅書があって、それ以後はないということですがけれども、古い形の勅書というのは大体、草案はよほど高名な漢学者がやっております、かなり広範な漢学の知識がないと書けないんですね。だから、論語の知識だけではちょっと難しいのではないかと思うんですね。

それから、この詔書案には、あまり校正した形跡がありません。たとえば、吉田増蔵(宮内省御用掛)という方の草稿を私は見たことがあります、そういう漢学者でも何回も何回も書き直すわけです。そうすると、別の方が書いたものを田島さんが書き写したという可能性はないかなと、ちょっと思ったんですけれども、これはどうでしょうか。勅書というのは、いま言ったみたいに、古い形で片仮名で書いてありますが、新しい記述で平仮名に変わりましたよね。それで、これは古い形式の書き方をしてあるということで、たとえば当時ですと木下彪さんとか、そういう漢学者が書いたものを、田島さんが写した可能性はないでしょうか。

茶園 先ほど申したこの用箋(資料①)は、木下彪さんが宮内庁で御用掛をなさっておられたときの原稿用紙なんです。私は木下彪さんに会って、終戦詔書の原案発見のところいろいろ話したときに、「こういうものを書くんですよ」と言って、この用箋を4、5枚もらったのです。どうぞ見てください。

加藤 ただ、片仮名まじりで書かれているというのは、日記も昭和43年までずっと片仮名混じりで書いていらっしゃるんですね。

それから、“朕”と書かれていることについては、私はよく分かりませんが、天皇のお言葉として書く場合、田島長官が“わたくしは”とは書きにくいのではないかと思います。田島長官は明治生まれの方ですから、“朕”でずっと来ていらっしゃるわけですね。

梶田 あの文体では“わたくし”というのは有り得ないですね。

茶園 それは有り得ないですね。

加藤 あれで“わたくし”にしたら、すごく変になりますよね。

梶田 ですから、茶園さんご指摘の部分もありますけれども、これだけのものを田島さんが書ける文書かなと、そういうふうにも思うのですが。

加藤 それは、お書きになれる文章です。

梶田 田島さんは、それだけの素養が論語以外にもあると。

加藤 はい。論語の講義もしていらっしゃるし、それから、他にお書きになったものも非常にこれに似ています。

茶園 しかし、終戦詔勅に関して申し上げますと、迫水書記官長が書いた書いたと言っておりますが、それは全く嘘であったことが現在はっきりしております、これは川田瑞穂先生が書いて、安岡正篤さんが訂正したんですね。それを私が見つけた、安岡先生が当時病気を患って私に会ってくれたんですね。そこで1時間20分、終戦詔勅の成立について話を十分聞きました。それは全部テープで持っておりますが、まあ、そういうふうなことで特に詔勅には関心があるんです。

加藤 もし、これを他の方が書いて、それを写したとなると、その方はどなたでしょう。

茶園 それはまたそういう疑問も出てくるでしょう。たとえば、2・26事件のときにも、維新大詔が出たとか出ないとか、こういう案があったとかいう風評がたくさんあるんです。そのときにどなたでもいいから、こういう案を本当に作ったのだというのが出れば、いまと同じなんです。なるほど上の者はこう考えていたのかという、それが分かる意味において非常に有効ですね。そういう意味においては非常に有意義であるとは思いますが、今回の場合これが詔勅の草稿であると名を付けることには、少し難点があるのではないかと申し上げているんです。換発されていけばそれは草稿になりますけれども、換発されていないわけですからね。

梶田 川田さんは生きていらっしゃるんですか。

茶園 川田さんは亡くなりました。

梶田 昭和23年には？

茶園 ちょっと忘れましたが、23年には生きておられたと思いますよ。

梶田 その川田さんの名前なり、木下さんの名前なり……。

茶園 それから安岡正篤先生などもタッチされたかも……。しかし、終戦の詔勅は国政の問題で内閣がいたしますから、連絡は取りますけれども、宮内庁とは直接関係がありません(ただ、ラジオ放送のことでは多くの問題があった)。そういう意味において、やはりこれはもう少し研究しなければ、一概に詔勅の……まあ、詔書と詔勅とは違いますが、分けるのが面倒なので我々は詔勅と言っているんですけれどもね。公式令には、宣誥するものは詔書、宣誥しない、つまり、官報に載せないものは勅書、天皇の聖旨だけです。ですから、退位なさることだと大変なんです。皇室典範の変更からやり直さなければなりませんから、それならば詔書ですね。しかし、ご自分だけが留任なさるといふのであれば、それは皇室典範通りだから、大事ではないんです。ということは、出ても勅書ということでしょうね。それは、副署の仕方が違ってきます。たとえば、皇室に関する勅書であれば、宮内大臣が副署して、それに総理大臣が副署するという、そういうことになっているはずですよ。

小宮(京) 済みません、質問してもよろしいですか。

伊藤 どうぞ。

小宮(京) お聞きしたいのは、加藤先生が伝記を書かれるにあたって、資料を田島家のほうから箱で送られてきたということで、それは、98年頃に発起人を立てて、送っていらっやったと。それで、話題に上がっていた詔書草案なのか、私案なのかは分かりませんが、あの写真を撮られたのは加藤先生ですか。

加藤 はい。この間、撮りました。

小宮（京） その写真の日付を見ていたら、94年3月10日撮影というふうについていたので、一体どういう経緯なのかと思ひまして、ちょっとお聞きしたいなと思ったのですが。

加藤 （笑） どれでしょうか？

小池 この日付の部分が94年3月10日となっているんですよ。

加藤 これね、カメラが変なんです（笑）。

小池 あの、機械音痴と言われていたので（笑）。

加藤 これ（詔書草案）は私が撮ったものですが、で、これ（退位せず）は中央公論が撮ったものです。

小池 多分、この日付は勝手に……

加藤 日付が入ってしまうわけですね。

小池 きっと日付が入る設定になっているんですよ。

加藤 じゃあ、それが間違っているんですね。

小池 多分、そうだと思います。

梶田 送られてきたときは、袋に入っていたものがあつたということでしたが、段ボールの状態でゴソッと送られてきて、その整理はもうなされていたんですか。

加藤 大体なされておりました。

梶田 それは、田島さんご自身が整理なさっていたんですか。

加藤 そうだと思います。

梶田 その後、バラバラなものについて整理等はなさいましたか。

加藤 なされておられません。

梶田 加藤さんご自身、整理をされながら作業を進められたとか。

加藤 私はしておりません。それは、あまりにたくさん資料があつたことと、田島先生に関しては、宮内庁だけが重要なところではないんですね。たとえば、ソニーなども非常に大事ですし、彼はもともと銀行家ですから、昭和銀行の部分が非常に大事です。昭和金融恐慌をどういうふうに建て直すかという、そちらのほうもものすごいことでしたから、私は宮内庁がこんなにたいへんなことになるとはむしろ気がつかずに（笑）、別なほうばかり一生懸命やっておりました。

梶田 そうすると、お借りしてお返りするまでに目録みたいなものを取られたとか、そういうことはなさっていないわけですか。

加藤 目録は作っておりません。資料の中では、封筒のほうがかちと題が書いてありました。たとえば「東京裁判前後重大問題調書及書翰写」とか。そこで、封筒のほうを私は大事に思っていたわけです。それから、「おことば関係」とか書いてあるものですから、おことば関係だと思って読んでおりましたし、バラのほうは非常にゴチャゴチャだったものですから、それを全部、整理しようとはしておりませんでした。そして、謝罪詔書の私案ですか、この私案は、そのバラのほうにあつたわけです。

先ほども申しましたように、これをすぐに出そうとか、そういうことではないと思っております。天皇には見せていらっしやらないとおっしゃいましたけれど、そうかもしれないとも思いま

す。でも、わかりません。ただ、そこに盛られているお気持ちというのは、度々天皇とお会いしているうちに、これが天皇のお気持ちだということを強く感じられたのではないかと思うんです。

茶園 そこはよく分かります。

浅野 すみません、二つほど質問があります。中京大学の浅野と申しますが、一つは、宮内庁長官がどれだけの文書を見られるのかという、その権限についてです。侍従が見られる文章があるとして、宮内庁長官というのは、侍従が見られる文書を全て見られるのかどうか。また、昭和天皇自身が個人として私蔵している文書、それに関して宮内庁長官は、どのくらい見られるのでしょうか。また、宮内庁の中の文書に関しては、全て見られるのでしょうか。

2番目が、昭和天皇個人と田島宮内庁長官の信頼関係はどのようなものであったのかという点です。文書の性格を知るためにも、どれだけの信頼関係が築かれていたのか、お聞きしたいのです。その信頼がどのように築かれたのか、よろしくお願いします。

加藤 最初のご質問のほうは、私はまるっきり分かりません。

ただ、信頼関係があったのか、なかったのかというのは、たとえば、徳川義寛氏の『終戦日記』などを読みますと、稲田元侍従の話として、信頼関係はなかったというふうに書いてあって、それで多くの方たちが、田島長官は信頼されていなかったと思っていらっしゃるんですね。確かに、田島先生が宮内府長官になるということは、いちばん最初は天皇もご不満だったと思うんです。しかも、侍従長と両方をお代えになったわけですから、それも非常にご不満だった。ところが、その2ヵ月くらいの間に、何か非常に気持ちが通じるものが出てきたのではないかと思います。それで、とても信頼なさるようになったのではないかと。ただ、奥の方たちは、入江さんも含めて田島長官に関しては、「スターリンみたいだ」とか何とか悪口を書いていらっしゃいます。田島長官は、あまりにも無駄が多いということで、奥の改革をして表になるべく一本化しようとしたために、奥の方たちからはずっと反感を持たれていたと思います。でも、天皇ご自身は、その人その人をご覧になるところがおありになったと思います。田島長官を非常に信頼なさっていらしたし、田島長官が辞めるときにはとても不機嫌でいらして、辞めないでほしいとおっしゃいました。「日記」の中にも、そのことについて「感涙にむせぶ」というようなことが書かれています。

浅野 両者が深く信頼しあえるようになった契機があると思うんですけど、日記等に契機になるような事件とかエピソードの記載はありますか。

加藤 何が契機になっているか分かりませんが、日常の接触の中で自然にそうなっていったのではないのでしょうか。

田島長官の次には、次長でいらした宇佐見さんが長官におなりになりますが、宇佐見を外遊させようと。そうすればその間、田島が長官でいられるとか（笑）。それから、秩父宮兩殿下は御殿場にいらっしゃいましたから、秩父宮様は東京にいらっしゃると、長官官舎にお住まいになっておられました。秩父宮妃殿下は田島先生が亡くなったときに、「ひとつやに すぎしこのかた 親のごと 宮なき後を たのみしものを」という和歌をお詠みになっておりますし、田島長官が辞められるときには、あなたが長官を辞めるのならば、私は他のもの——いろいろなところの会

長をしていらっしやいましたから、そういったものを辞めてしまうとか、そうやって一生懸命に引き止めていらしたので、ご信頼はあったと思うんです。

浅野 最初の文書閲覧権限の話ですが、なぜそんな話をしたかと言いますと、内容を読んで、どうしてももっと早い時期のものではないかと思ったからです。ですから、もっと早い時期のもので残っていた文書を、田島長官が自分で書き写したものではないかという気がするのです。宮内庁長官として終戦以降の文書に目を通した中で、大事なものに関して個人でメモを取ったとか、そういう可能性はないのでしょうか。

加藤 さあ、どうでしょうか。申し訳ございませんが。

梶田 私が感じたのは、宮内庁長官自らが起草するということが、想像しにくかったんです。もちろん、宮内庁長官が、陛下がこういうお気持ちなので作ってくれないか、と然るべき人に指示する、そういう可能性はあると思うんですけれども。

浅野 もしかしたら、過去に存在していた終戦前後の機密文書を宮内庁長官として見た上で、すごく大事なものに関しては、自分でメモを取ったという可能性はないですか。

茶園 しかし、これを読んでみると、専門家が書いたほどレベルは高くはないんですよ。したがって、田島長官も論語を十分勉強なさっている方とは聞いていますが、詔勅については結局は素人の方——そういう人が書けるくらいの文書だと私は思っています。ただ、先ほど言いました“嫁す”という、それにお気付きにならんのかなとは思いますがね。“嫁”はなすりつけられると云う意味ですからね。

加藤 もしかしたら読み違ったのか……

小池 原文も“嫁す”になっています。

茶園 “嫁”という字は本来、自分の災いを人になすりつけるという字なんです。そういう意味もあって“転嫁”の“嫁”なんです。それで、“転ずる”というのはいいいんです。だから、自分のやってきたことを徳を積んで災いを転ずるならいいんです。“嫁す”と言うと、人になすりつけるということになるので、首尾一貫しないということが、学者に見せておれば多分、すぐに分かったはずだと思うんです。ですから、そういう意味で見ていないなど。それから、大日本育英会の用箋であることと、“嫁す”というような言葉に対して推敲が加えられていないことによって、これは全くいちばん最初の宮内庁長官私案であると。だから、先ほどあった権限云々の問題ではないんです。自分は誰にも見せるつもりはない、これを渙発するつもりでもない、ただ書いてみただけ。ということであれば、“朕”であろうとなかろうと、また、文書に少々の間違いがあっても、誰の責任でもない。

また、何も私は責任を問うつもりはないんです。ただ、その場合、一私案であるという位置づけであるならばということで、これを天皇に見せたということは、それは絶対有り得ないと思います。それは絶対ないです。先生がおっしゃったように、私案のレベルの中でも全くの私案ですよ。いちばん最初に、自分の思惑を詔勅にするところもあろうかということメモされた。このような位置づけしかないと思うんです。ですから、これを詔書案の草稿だというふうにボンと持ってこられると、飛びすぎているなど私は感ずるという感想を申し上げたわけです。

小宮（京） 済みません。また質問ですが、いただいたプリントでは、「田島道治関係の資料」となっておりますが、我々は研究をやっていると、本人が書かれたものを一次資料として使いますが、それ以外に、たとえば、吉田茂のように書簡を多く書かれた方ですと、本人宛の書簡や出した書簡も非常に重要な資料となりますが、田島道治に関しては、田島氏に宛てた書簡や、田島さんが出された書簡の草稿とか、ここを見る限りではそういうものがなかったのですが、これは田島家のほうにまだ残っているということなんですか。

加藤 残っています。田島先生がお書きになった書簡はいくつかございまして、たとえば、夏目漱石や小泉信三に出したものは、それぞれの本の中に入っています。それで、他にお出しになった書簡もたくさんあるのしょうけれども、それは本の中には入っていませんし、お出しになってしまった後ですから田島家も持っていらっしやらない。ただ、田島先生へ来た手紙はあります。

小宮（京） 伝記を書かれるときには、日記等々を参考にされたというお話ですけれども、書簡に関しては、特に田島家のほうからは見せていただかなかったわけですか。

加藤 見せていただいております。それはいろいろな方たちから来ていて、御長男と御次男と二つのお家それぞれにかなりたくさんのお手紙があるということです。

武田 日記は昭和19年から始まっていますが、それ以前の日記は書かれていなかったんですか。

加藤 昭和19年以前のは、焼けてしまっているのだと思います。

武田 先ほど、昭和銀行の資料があったと聞きましたが、昭和銀行は随分前ですよ。

加藤 その資料というのは、田島先生がお残しになったものではないんです。私が勝手に調べ出したもので、要するに、田島先生がどういう役割を昭和金融恐慌で果たしたかという資料です。ですから、田島先生がそれについてお書きになったものは一切残っていません。そこら辺はみんな焼けてしまったんですね。

それから、先ほどの先生のお話ですが、私案だということは確かにそうだと思います。でも、これが天皇のお気持ちを反映したものであって、これから推敲を重ねて出そうとしていらした、そして、天皇もそれを出してほしいと思っていらしたとは思っています。

茶園 いや、それは私が申し上げたことの中に含まれているんですが、現に詔勅として渙発されていないということは、その草案であると言うには早すぎると、そう申し上げているんですね。渙発しているならば草案と言えます。しかし、これは一過性のものであって、そこにそういうものが作られたということに留まっているわけです。そういうものがあるはずだと考えている我々にとっては、これは立派なもの……いや、立派なのかどうかは別として、あると思っていたものがちゃんとあったという意味はあるんです。それは否定はしません。ただ、草案と言われるのは、ここに詔書草案、勅書案というものが現に書いてあれば、ご本人の気持ちも入っているであろうということも、申し上げているわけなんです。

井口 昭和天皇のお考えを汲み取るということの文脈で、特に今後これが外国で議論の対象になった場合、天皇陛下は諸外国に対してどの程度、謝罪の気持ちを表すお考えだったのでしょうか。それは、田島文書などを通じてどの程度、議論ができるのだろうか、という話になってくるような気もするのですが、先ほどの6通の文案の中では、特に連合国ですよ。しかしながら、

他の国々が含まれていないのではないかとか、そういうふうに議論してくる方も出てくるでしょうし、それから、諸外国というのはどの程度を想定していたのか、そういう話も出てくる気がするのですが、いままで読まれていた中で、どのようなことが考えられるのでしょうか。

加藤 たとえば、さっきの6通の文案には確かにある程度出てきますが、ここには全く出てこないわけですね。村井侍従の話だと、「諸外国に対しても」というときに、「自分は全く同意見だ」と田島長官はおっしゃったと。しかし、これには全く反映されていないので、そういう批判は当然出てくると思います。また、事実出てきているのですけれども。

茶園 しかしね、ちょっと申し上げたいのは、天皇は諸外国に対して、特にアジアの諸国に対しては、終戦の詔勅でちゃんと謝罪していらっしゃるんですよ。日本を信頼してやってきてくれたことに応えることができなくて済まないということは、終戦詔勅にきちんと書いてあります。だから、外交というのは政治上の問題で、これは皇室の問題ではありませんから、詔勅に出てこないのは当然です。

井口 別に私は天皇陛下のお考えを攻撃しようとは全然考えていません。ただ、確かに終戦の詔勅の段階でアジアに対するお考えを述べていたにしても、総括するということであるならば、改めてそれを話すということもあり得るのではないかと思うんです。それは別に政治とかそういう話ではなくて、天皇陛下のご心情だと思っただけです。ですから、政治を抜きにした天皇陛下のお考えを田島さんが反映させようという発想であれば、ただ、それが政治化してしまったという話だと思っただけです。

加藤 この私案に諸外国のことが付け加えられていたらよかったと、それは私が最初に読んだときに感じたことです。

梶田 これはご報告の中か、この本の中か忘れましたが、どっちかを立てれば、どっちかが上手いかないという、そんなところがありましたよね。

茶園 外国から見るとね。

加藤 はい。ただ、それは謝罪詔書の私案に対してではなくて、6通のステートメントについて、『芦田日記』の中に書かれていたところですね。

茶園 それは、外国から罪をもっていると責められるものですからね。

梶田 一つの詔勅に両方盛り込むというのは、道義的に難しいということですね。

加藤 そうですね。

茶園 天皇のお言葉というのは全世界にすぐ出ますから、「天皇が悪いと言っているじゃないか、じゃあ、戦争責任を取れ」と、こういうふうになります。

武田 もう時間も15分オーバーしておりますので、他の質問……

西川 済みません、ひとつよろしいでしょうか。

武田 はい、どうぞ。

西川 送られてきたダンボールですが、全体量はどのくらいあったのでしょうか。

加藤 ちょっと覚えていませんが(笑)、私のところには外国からのお客様が多いものですから、ベッドがある小さな部屋が一部屋あります。そのベッドの上だとか下だとかにいっぱいダンボー

ルが積まれて、本をベッドの上に放り出して、その部屋に入っていくと吐き気がすると。

西川 それから、袋入りの資料の他にバラの資料があるということで、先ほどから問題になっている謝罪詔書案もその中から見つかったということだと思うんですが、そのバラについてはどのくらいの量なのでしょう。

加藤 バラもいろいろなところに置いたので覚えていませんが、私がその日持っていったバラの量は、これ（約 15 センチ）くらいのものではないのでしょうか。

西川 それをお返しするときにご覧になっていたら出てきたと。

加藤 はい。一応、ばらばらと。

西川 先ほどご質問にありましたけれども、加藤先生は特に文書の目録をお作りになったとか、そういうことはされていないんですね。

加藤 はい。

西川 分かりました、どうもありがとうございます。

有馬 ちょっと済みません、確認ですが、昭和 19 年以前は焼けたとおっしゃったわけですが、きょういただいたメモの②「文書」にも、昭和 19 年以前はないということでしょうか。

加藤 いいえ。東京興信所のものは、もしかすると昭和 19 年以前かもしれません。市政調査会は後ですね。産金振興会社、これは戦中です。ですから、ある可能性もあります。私が焼けたと申し上げたのは日記です。

有馬 分かりました。

梶田 もう全部、田島さんのところにお返ししたんですか。

加藤 全部お返しいたしました。

有馬 これはお願いといたしますか、最初に『文春』の記事を拝見したときに、お返しになるときに気付かれたと書かれていて、「あらら」と思ったんですけど、これは別に批判でも何でもありませんが、我々がやる場合には、借りていちばん最初に目録を作ると思うので、返すときにそれで気が付かなかったものが出てくる可能性は非常に少ないと思うんです。それで、もし機会がございましたら、この資料については、そのような目録が作られるべきものであるということをお田島家にお伝えいただければ、たいへんありがたいと思います。

小池 公開するしないは別にして、整理をしておくことは非常に重要なことですから。

加藤 そこら辺は全く考えていなかったものですから（笑）。これがもし私の分野であれば、そういうふうにしたと思うんです。ところが、まことに迂闊で、宮内庁時代がこれほど大事であるという意識がまずなかったんですね。むしろ私はソニーのほうを重要視していたところがあります。それで、井深さんと盛田さんの名前が昭和 20 年くらいから出てくるので、それを一生懸命拾ったりしておりました。でも、おっしゃることは分かりました。ただ、田島家が、目録をお作りになるということは……私、手紙が物置にあるとおっしゃるので、ズボンを履いてお手伝いに行くからと申しあげましたが……。本当は見たいんですけどね。ただ、吉田首相のだけはお借りしてまいりました。

茶園 目録を作って公表するということは、いらっしゃったら見せますという意思表示になりま

すので、とても予算がないし、時間がないでしょう。情報公開というのは、ものすごく予算がかかるんです。見せる場所、それから重要なものは持って行かれてはいけませんから、見せるときの監督も必要ですから、情報公開は予算化しなければできません。東京地検などもやっとゼロックスで出すようになって私は行って見たことがあります(私の場合は実物検証)、事務官が一人つきっきりです。それは、持って行かないように見ているのではなくて、「あなたが見てはいけないところを見なかったという証人として私がおりますから」と言って、私が調べている間は側にきちんと付いています。それくらい情報公開というのは、特に裁判所とか検察庁などは非常に厳しい。まして、いまの田島家であれば、予算だって相当食いますよ。お客さんが来ればお茶も出さなければいかんしね。それはもうたいへんです。

有馬 ただ、目録を作成することと公開することは必ずしもすぐには直結しないので、目録を作っても見せないものもたくさんあるんですね。むしろ公開云々で言うと、先生がお書きになったもので既に出たわけですから(笑)、存在そのものは多くの人を知ったわけですし、100年経っても見せられないということは私は有り得ないと思うんです。そのような意味で、どこかの段階できちんとした措置が講ぜられる必要があるだろうということで、それは希望としてございます。

加藤 私自身がどう思っているかと申しますと、私のような素人にこうやってお見せにならずに、それこそこういう専門家の方たちに、面倒臭いとおっしゃるなら、そのままバツとお渡しになってしまえば……

有馬 それはいちばんお金がかかりません(笑)。

加藤 (笑) それこそ活きるのではないかというのが私の感想で、そのことはときどき申し上げているんですけれども。

茶園 それは先生が信頼されているからであって、誰にでも見せていると、重要な文章を持って行くということが随分あるので、ものすごく気を揉むんです。だから、公文書館とか図書館には、専門でそういう人を配置していますからね。それが素人しかいないようなところでは監督に困りますし、見せてくれというものを断るだけでも神経を使いますよ。

武田 それでは、もうそろそろ時間なので、あと2、3質問があれば……よろしいですか。では、加藤先生、時間も超過してしまいましたが、きょうは本当にありがとうございました。

(終了)